

四日市市前金払実施要領の一部改正について

＜総務部調達契約課・上下水道局総務課＞

1 改正の背景

令和4年3月に、中央建設業審議会が、契約手続の電子化への対応のため、契約の保証及び前払金の保証に係る保証証書等の電磁的方法による取扱いを可能とするように公共工事標準請負契約約款を改正し、公共工事の発注者に対してその実施を勧告している。

また、国土交通省においては、令和4年5月9日より、電子証書等閲覧サービスによる取扱い（※1）を別添1のとおり運用することとし、契約の保証に際し保険会社から発行される保険証券等については、別添2に示すとおり、電子証書等閲覧サービス導入までの暫定的な措置として電子メールによる取扱い（※2）も認めることとしている。

以上を踏まえ、国土交通省及び東日本建設業保証株式会社からその実施について促されているところである。

公共工事標準請負契約約款の改正のとおり、本市の約款も同様に改正し、併せて、四日市市前金払実施要領、契約施行規則及び工事執行規則についても所要の改正を行う。運用については国土交通省と同様とする。

2 改正の内容

(1) 受注者は、前払金の保証に係る保証証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができること、また、この場合において、受注者は、当該保証証書を提出したものとみなす旨の規定を追加

(2) 条項ずれ等を整備

3 施行期日

令和5年4月1日

(※1) 電子証書等閲覧サービスによる取扱いについて (別添1 参照)

保証事業会社又は保険会社が提供する電子証書等閲覧サービス上に電子証書等がアップロードされ、当該電子証書等の閲覧に必要な契約情報及び認証情報を受注者が発注者に提供し、発注者が当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。改ざん等に対するセキュリティ面での信頼性を確保するために、電子証書等は、発注者及び受注者を介さずに保証事業会社又は保険会社から電子証書等閲覧サービス上に直接アップロードされ、発注者及び受注者は、同サービス上に保管された電子証書等を閲覧することとしている。

(※2) 電子メールによる取扱いについて (別添2 参照)

保険会社又は受注者が、PDF 発行証券 (PDF 形式で電子発行された保険証券等) を電子メールにより発注者へ送付し、発注者は、受注者から受け取った契約情報及び認証情報を用いて当該PDF 発行証券を開封する。改ざん等に対するセキュリティ面での信頼性を確保するために、保険会社又は受注者が発注者へPDF 発行証券を送付する際には、電子メールの送信先に保険会社があらかじめ指定する特定の電子メールアドレスを必ず含めることとし、発注者は当該電子メールアドレスが送信先に含まれていることを確認するとともに、届いたPDF 発行証券の信頼性に疑義がある場合等には保険会社に確認することとしている。

なお、国土交通省直轄工事における本取扱いは、保険会社による電子証書等閲覧サービス導入までの暫定的な措置として、令和5年9月30日まで認めることとしている。